



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

- 規則
 - *8 和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則 （労働政策課）..... 1
- 告示
 - 320 平成18年和歌山県告示第1360号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部改正 （循環型社会推進課）..... 4
 - 321 令和5年度特定計量器定期検査 （商工観光労働総務課）..... 4
 - *322 産業技術専門学院の訓練課程等 （労働政策課）..... 6
 - 323 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 （畜産課）..... 6
 - 324 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 （ " ）..... 8
 - 325 保安林の指定の解除 （森林整備課）..... 9
 - 326 保安林の指定 （ " ）..... 9
 - 327 保安林の指定施業要件の変更 （ " ）..... 9
 - 328 " （ " ）..... 10
 - 329 道路の区域変更 （道路保全課）..... 10
 - 330 " （ " ）..... 10
 - 331 急傾斜地崩壊危険区域の指定 （砂防課）..... 11
 - 332 道路の位置の指定 （都市政策課）..... 11
 - 333 令和5年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 （教育委員会）..... 12
- 公告
 - 入札公告 （教育委員会）..... 14

規 則

和歌山県規則第8号

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立産業技術専門学院学則（平成5年和歌山県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（休業日） 第3条 産業技術専門学院の休業日は、次のとおりとする。 (1) 略 (2)・(3) 略 <u>(4) 春季休業日 3月16日から4月6日まで</u> 2 略</p>	<p>（休業日） 第3条 産業技術専門学院の休業日は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>学年始休業日 4月1日から同月6日まで</u> (3)・(4) 略 (5) <u>学年末休業日 3月16日から同月31日まで</u> 2 略</p>

(入学時期)

第 6 条 入学時期は、次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

- (1) 略
- (2) 短期課程（訓練期間が 1 年のものに限る。）
) 毎年 4 月及び10月
- (3)・(4) 略

2 略

(保証人)

第 11 条 略

2 保証人は、当該生徒にこの規則その他の産業技術専門学院の諸規程を遵守させるとともに、入学金及び授業料の納付について連帯して債務を負担するものとする。

3・4 略

(修了式の期日)

第 27 条 修了式は、次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に行うものとする。

- (1) 略
- (2) 短期課程（訓練期間が 1 年のものに限る。）
) 毎年 3 月及び9月
- (3)・(4) 略

(入学時期)

第 6 条 入学時期は、次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

- (1) 略
- (2) 短期課程（訓練期間が 1 年のものに限る。）
) 毎年 4 月
- (3)・(4) 略

2 略

(保証人)

第 11 条 略

2 保証人は、当該生徒の在学中の一切のことについて連帯責任を負うものとする。

3・4 略

(修了式の期日)

第 27 条 修了式は、次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に行うものとする。

- (1) 略
- (2) 短期課程（訓練期間が 1 年のものに限る。）
) 毎年 3 月
- (3)・(4) 略

別記第 4 号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第10条、第14条関係)

誓約書

和歌山県立 産業技術専門学院長 様

私は、貴学院の生徒として諸規程を厳守し、技能の習得に精励することを誓います。また、貴学院が保有する私の個人情報を、私の保証人に提供することに同意します。

年 月 日

(本人) 現住所 _____
氏 名 _____ (自署)
生年月日 _____ 年 月 日生

私は、貴学院への入学を許可された上記の者に関して、本人に上記の誓約事項を固く守らせるとともに、本人の入学金及び授業料について、極度額を _____ 円として、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

(保証人) 現住所 _____
本人との関係 _____
氏 名 _____ (自署)
緊急連絡先 _____

証紙貼付欄

県証紙を貼付する必要があるときは、こちらに貼付すること。

(注)

- 1 本人及び保証人の欄は必ず各自が署名すること。
- 2 保証人は、親権者又は後見人(生徒が成年者である場合には、親族又は学院長が認めた者)で、独立の生計を営む者とする。
- 3 在学中に保証人を変更する場合は、改めて誓約書を提出すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第320号

平成18年和歌山県告示第1360号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改める。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表に次のように加える。

19	田辺市	秋津川字鍵原	826番1の一部	政令第13条の2第1号
			826番4の一部	

和歌山県告示第321号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、令和5年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日	
高野町	高野町民体育館	令和5年4月27日	
かつらぎ町	かつらぎ町役場花園支所	令和5年5月9日	
	紀北川上農業協同組合志賀グリーン店	〃	
	大谷公民館	令和5年5月10日	
	かつらぎ体育センター	〃	
	紀北川上農業協同組合見好西総合選果場	令和5年5月11日	
橋本市	笠田ふるさと交流館	〃	
	学文路地区公民館	令和5年5月16日	
	隅田地区公民館	〃	
	紀見北地区公民館	〃	
	高野口地区公民館	令和5年5月17日	
九度山町	橋本市保健福祉センター	令和5年5月18日	
	九度山町役場	令和5年5月19日	
	由良町	紀州日高漁業協同組合衣奈浦支所	令和5年5月26日
		紀州日高漁業協同組合大引支所	〃
		由良町役場	〃
日高町	紀州農業協同組合アグリセンターひだか選果・集荷場	令和5年5月30日	
美浜町	美浜町役場	令和5年5月31日	

御坊市	紀州農業協同組合がいなポート	令和5年6月6日
	塩屋公民館	〃
	紀州農業協同組合野口事業所	〃
	御坊市立体育館	令和5年6月7日
	藤田会館	令和5年6月8日
	財部会館	〃
日高川町	紀州農業協同組合寒川事業所	令和5年6月20日
	日高川町役場美山支所	〃
	旧早蘇営業所	令和5年6月21日
	日高川交流センター	〃
	山野小学校	令和5年6月22日
	和佐公民館	〃
	日高川町保健センター	〃
印南町	紀州農業協同組合切目川出張所	令和5年6月27日
	紀州農業協同組合稲原出張所	〃
	紀州農業協同組合切目集荷場	令和5年6月28日
	印南町公民館	〃
みなべ町	南部公民館岩代分館	令和5年9月12日
	みなべ町中央公民館	〃
	清川公民館	令和5年9月13日
	高城公民館	〃
	みなべ町役場	令和5年9月14日
すさみ町	江住公民館	令和5年9月21日
	すさみ町総合センター	〃
上富田町	紀南農業協同組合営農センター	令和5年9月22日
白浜町	旧白浜漁協椿支所	令和5年9月28日
	白浜町役場市鹿野出張所	〃
	白浜町役場安居出張所	〃
	日置川拠点公民館	〃
	白浜町役場富田事務所	令和5年9月29日
	白浜中央公民館	〃
田辺市	白寿荘	令和5年10月5日
	湯ノ又集会所	〃
	龍神行政局	〃
	近野林業会館	令和5年10月6日
	中辺路行政局	〃
	大塔総合文化会館	〃
	富里連絡所	〃
	上芳養農村環境改善センター	令和5年10月12日
	JA紀南芳養谷支所	〃

上秋津農村環境改善センター	〃
秋津川公民館	〃
東原多目的集会所	令和5年10月13日
三栖コミュニティセンター	〃
稲成公民館	〃
秋津地区多目的研修センター	令和5年10月18日
万呂コミュニティセンター	〃
新庄公民館	〃
田辺市役所第2別館	令和5年10月19日
〃	令和5年10月20日

3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、令和5年4月27日から令和6年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

和歌山県告示第322号

和歌山県立産業技術専門学院学則（平成5年和歌山県規則第26号）第2条第1項の規定により、産業技術専門学院の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員を次のように定め、令和5年4月1日から実施する。

なお、平成30年和歌山県告示第521号（産業技術専門学院の訓練課程等）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名 称	訓練課程	訓 練 科	訓練期間	入学時期	定員(人)	
					1年	2年
和歌山産業技術専門学院	普通課程（高卒）	自動車工学科	2年	4月	25	25
		理容科	2年		15	15
		メカトロニクス・CAD科	2年		15	15
		建築工学科	1年		15	
		デザイン木工科	1年		15	
	短期課程	総合実務科	1年	4月及び10月	合計20	
田辺産業技術専門学院	普通課程（高卒）	自動車工学科	2年	4月	20	20
		観光ビジネス科	1年		20	
		情報システム科	2年		10	10

和歌山県告示第323号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月17日

1 実施の目的

- (1) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (2) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (3) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 腐蛆病の発生予防のため
- (5) アカバネ病の発生予察のため
- (6) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (7) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 腐蛆病検査 県内全域
- (5) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (6) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 腐蛆病検査 蜜蜂
- (5) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (6) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (7) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 腐蛆病検査 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) アカバネ病検査 原則として令和5年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (6) アイノウイルス感染症検査 原則として令和5年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (7) チュウザン病検査 原則として令和5年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 腐蛆病検査 臨床検査及び細菌検査
- (5) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (6) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (7) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第324号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) 豚熱の発生予防のため
- (7) 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎の発生予防のため
- (9) 炭疽^その発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) 豚熱予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 紀南家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (9) 炭疽予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) 豚熱予防注射 豚
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (9) 炭疽予防注射 牛

4 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢予防注射 牛ウイルス性下痢等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。

- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚熱予防注射 豚熱予防液を皮下又は筋肉内に注射する。
- (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
- (9) 炭疽予防注射 炭疽予防液（無^{きょう}炭膜弱毒株）を皮下注射する。

和歌山県告示第325号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字下田原字上ノ段427の2・字久保428の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字三十井川字井ノ又366、369の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第328号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田市千田字神谷1296番地先から同市千田字奥ノ谷2012番地先まで	旧	5.46 ） 73.49	563.48	
同上	新	5.46 ） 73.49	563.48	

和歌山県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町添野川字新屋平911番1地先から同町添野川字仮屋串1063番1地先まで	旧	5.79 ） 16.00	1,553.36	
同上	新	10.92 ） 42.34	1,548.78	

和歌山県告示第331号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

中ノ浜（2）急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱7号から10号までを順次結んだ線、標柱10号と既設標柱6号を結んだ線及び既設標柱6号と標柱7号を結んだ線によって囲まれた区域を昭和59年和歌山県告示第843号で指定した中ノ浜（2）急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
7号	日高郡	美浜町	三尾	北山	772番2	
8号	”	”	”	”	771番1	
9号	”	”	”	”	762番	
10号	”	”	”	早田	803番	

和歌山県告示第332号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3613	海南市井田字戎松126番1の一部、127番11、日方字千原931番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 5.3.2	6.00 ） 6.55 5.00 5.00	84.22 28.06 30.05
------	---------------------------------------	-------------------------------------------	-------------	-----------------------------------	-----------------------------

和歌山県告示第333号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和5年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和5年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び賃貸借業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年12月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することのできる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に都道府県立図書館又は政令指定都市立図書館の基幹業務システムの導入業務に係る契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができることと認められる業務実施説明書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからカまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、登記事項証明書

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 業務実績調書

ク 業務実施説明書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって (1) のイからカまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからウまで及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示すこれらの用紙は、令和5年3月17日（金）から同年4月11日（火）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は令和5年4月4日（火）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

(2) 日時

令和5年3月23日（木）午後2時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年3月17日（金）から同年4月11日（火）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、令和5年4月11日（火）午後5時までに6に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和5年4月27日（木）までに通知するものとする。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（月曜日を除く。）以内の日の午後5時ま

での間に、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（月曜日を除く。）以内に、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

令和5年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年3月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度から令和10年度まで

(2) 業務の名称

令和5年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び賃貸借業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務を実施する場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353番地の9

和歌山県立紀南図書館

(5) 業務の期間

契約締結日から令和10年12月31日まで

うちシステム導入委託業務実施期間：契約締結日から令和6年2月29日まで

うちシステム賃貸借業務（システム保守業務を含む。）実施期間：令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和5年和歌山県告示第333号に規定する令和5年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館総務課

(2) 期間

令和5年3月17日（金）から同年4月11日（火）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

- (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、5の入札説明会において質問を行うものとし、その後は令和5年4月4日（火）までの月曜日を除く日の午前9時30分から午後5時までの間に、和歌山県立図書館に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県立図書館1階 総務課会議室

和歌山市西高松一丁目7番38号

(2) 日時

令和5年3月23日（木）午後2時

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

令和5年4月28日（金）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、この一般競争入札への参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年4月27日（木）午後5時までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、その代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、その代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、その代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に直接関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館資料課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9520

ファクシミリ番号 073-436-9511

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調

達業務について調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Computer System for Wakayama Prefectural Library and equipment lease

(2) Date and time for tender :

2:00 P.M. Friday 28 April 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 P.M. Thursday 27 April 2023)

(3) Contact point for the notice :

Library Material Division of Wakayama Prefectural Library,

1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051, Japan

TEL 073-436-9520

FAX 073-436-9511